

令和元年第２回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6	4	火	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議			
	5	水	休 会			
	6	木	本会議（２日目） ・一般質問（１人）			
	7	金	本会議（３日目） ・総括質疑 常任委員会			
	8	土	休 会			
	9	日	休 会			
	10	月	常任委員会			
	11	火	休 会			
	12	水	休 会			
	13	木	休 会			
	14	金	休 会			
	15	土	休 会			
	16	日	休 会			
	17	月	休 会			
	18	火	休 会			
	19	水	休 会			
	20	木	休 会			
	21	金	休 会			
	22	土	休 会			
	23	日	休 会			
	24	月	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	25	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	2 6	水	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 所管事務調査報告の件 ・ 議員派遣の件 ・ 継続調査 ・ 閉会			

令和元年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和元年 6月 4日

閉会 令和元年 6月26日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案38	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例等の一部改正について）	R1.06.04	R1.06.04	承認	—
47	鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
報告3	平成30年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃	報告済	—
議案39	さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について	〃	R1.06.26	原案可決	文教経済
40	さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
41	さつま町介護保険条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
42	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
43	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
44	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	2委員会
45	令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	総務厚生
46	令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
報告4	平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	〃	報告済	—
5	平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	—
	所管事務調査の件	R1.06.26	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	

令和元年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月4日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例等の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について	9
（提案理由説明）	
議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	9
（提案理由説明）	
議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	9
（提案理由説明）	
議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	9
（提案理由説明）	
議案第47号 鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第3号 平成30年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	13
（提案理由説明・質疑）	
報告第4号 平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	14
（提案理由説明）	

報告第 5 号 平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	1 4
（提案理由説明）	
散 会	1 5

○6月6日（第2日）

一般質問表	1 7
会議を開催した年月日及び場所	1 8
出欠席議員氏名	1 8
出席事務局職員	1 8
出席説明員氏名	1 8
本日の会議に付した事件	1 9
開 議	2 0
一 般 質 問	2 0
川口 憲男議員	2 0
自治組織の活性化について	
交流人口増の対策について	
散 会	2 9

○6月7日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所	3 1
出欠席議員氏名	3 1
出席事務局職員	3 1
出席説明員氏名	3 1
本日の会議に付した事件	3 2
議案付託表	3 3
開 議	3 4
議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について	3 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	3 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について	3 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について	3 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について	3 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	3 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	3 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	

.....	3 9
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	3 9
○6月26日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	4 1
出欠席議員氏名	4 1
出席事務局職員	4 1
出席説明員氏名	4 1
本日の会議に付した事件	4 2
開 議	4 3
議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	4 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
報告第4号 平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	4 9
(質疑)	
報告第5号 平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第1号)について	4 9
(質疑)	
所管事務調査報告の件	4 9
(委員長報告)	
議員派遣の件	5 2
(決定)	
閉会中の継続調査について	5 2
(決定)	
閉 会	5 2

令和元年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和元年 6月 4日

令和元年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和元年6月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課 長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課 長	丸 田 忠 君
保健福祉課 長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課 長	有 村 哲 君
子ども支援課 長	鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
耕地林業課 長	野 田 真一郎 君	商工観光PR課 長	岩 元 義 治 君
ふるさと振興課 長	市 来 浩 二 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	田 中 俊 朗 君	教育総務課 長	中 間 博 巳 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例等の一部改正について）
- 第 6 議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 7 議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について
- 第 9 議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第10 議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第11 議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第47号 鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
- 第15 報告第 3号 平成30年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第 4号 平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第17 報告第 5号 平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和元年第2回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、田野光彦議員及び7番、舟倉武則議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの23日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

さつま町議会委員会条例に基づき設置されている各常任委員会の委員の任期が、本年4月30日をもって満了したことに伴い、お手元に配付しました名簿のとおり、さつま町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、5月1日に委員を指名しました。また、5月7日に同条例第9条第1項の規定により常任委員会を招集し、総務厚生常任委員長に上久保澄雄議員、総務厚生常任副委員長に米丸文武議員、文教経済常任委員長に宮之脇尚美議員、文教経済常任副委員長に上圀一行議員が選任された旨の報告がありましたのでお知らせします。

同じく、委員の任期が本年4月30日をもって満了した議会運営委員会につきましても、お手元に配付しました名簿のとおり、さつま町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、5月1日に委員を指名し、5月7日、同条例第9条第1項の規定により議会運営委員会を招集し、議会運営委員長に岸良光廣議員、議会運営副委員長に岩元涼一議員が選任された旨の報告がありましたのでお知らせします。

また、議会広報特別委員会委員の上圀一行議員、三浦広幸議員、米丸文武議員及び田野光彦議員から4月30日をもって辞任の届け出があり、さつま町議会委員会条例第12条第2項ただし

書きの規定により、これを許可いたしました。後任の委員には、上圀一行議員、三浦広幸議員、米丸文武議員及び朝倉満男議員をお手元に配付しました名簿のとおり、同条例第7条第4項ただし書きの規定により、5月1日に指名し、5月7日、同条例第9条第1項の規定により議会広報特別委員会を招集し、議会広報特別委員長に上圀一行議員、議会広報特別副委員長に三浦広幸議員が選任された旨の報告がありましたのでお知らせします。

次に、監査委員から例月出納検査、平成30年度工事監査及び平成30年度上水道事業企業会計棚卸資産監査の結果の報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、3月24日の北薩横断道路、泊野道路、薩摩泊野インターチェンジからきららインターチェンジ間の開通式及び5月10日のカイクンコーポレーション立地協定調印式について、補足して御報告を申し上げます。

まず、3月24日の北薩横断道路の泊野道路開通式についてであります。

この道路につきましては、御承知のとおり鹿児島空港からさつま町、出水市間を経まして、阿久根市に至る全長70キロメートルの地域高規格道路でございます。このうち泊野道路につきましては、平成16年度に事業着手をいたしましたところでございましたが、絶滅危惧種のクマタカの営巣がこの計画路線にあるということから、路線の変更のやむなきに至った経緯がございます。

また、県内一の長いトンネルということで、岩盤掘削という非常に難工事であったということ、予測しがたい大量の出水があったということで、その出水対策、そしてまた、毒性のあるヒ素が含有をした水質であったということで、この水質の浄化対策と、これらの幾多のこの困難な課題に直面いたしましたけれども、約15年の歳月をかけまして、このたび、残りの4.2キロメートルが完成ということになって、この泊野道路については、9キロメートルというのが開通をいたしましたところでございます。

今回の泊野道路全線開通によりまして、中屋敷インターまでの距離が約2.6キロメートル、所要時間が約14分短縮をされまして、全体の供用区間は25キロメートル、供用率が36%ということになりました。

今後におきましても、北薩地域の産業振興等に大きく寄与しておりますことから、早期全線開通に向けまして、国・県等への要望活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、この開通式に先立ちまして、1週間前の3月17日にプレイベントとして実施をされましたウオーキング大会、これには延べ574名の御参加をいただいたところでございます。

さらに、別途開催の街コンイベント、これにつきましても、うましき里きららの楽校において、学校の授業方式を行いまして実施がされたところでございます。本道路が社会科の授業の一環としても活用をされております。なお、参加者は男性が15名、女性が18名ということで、当日は1組のカップルが誕生いたしておりまして、思い出に残る記念行事となったところでございます。

次に、5月10日のカイケンコーポレーション立地協定調印式についてでございます。

カイケンコーポレーション株式会社につきましては、健康と癒やしの住空間をつくるため、1つ目に、竹炭入りの「清活畳」を敷いているということ。2つ目は、化学物質の吸着・分解機能を持たせた「幻の漆喰」ということでございます。そして、3つ目に、クラシック音楽の波動を利用して、常温で熟成、乾燥させた「音響熟成木材」を使っているという、この3つの商品開発に成功されまして、住んでからも健康であり続ける本物の健康住宅づくりを実現する素材としまして、国内でもトップレベルの評価を受けている企業でございます。

また、平成19年には本町に工場を新設をされまして、これまで化学物質を使用することなく、独特の艶のある黒に加工した音響熟成木材「黒」を生産されております。今回の増設につきましては、需要の増加に対応するために、他の企業に委託をしている音響熟成木材のプレカット加工を自社においても行いたいというようなことで、プレカット加工場を新設されたということでございまして、さらなる増産を図るということになされております。投資予定額は6億5,000万円、令和2年の1月の操業開始に向けまして、現在、準備が進められているところであります。これによりまして、地域における新たな雇用の創出はもとよりでございますが、地域経済の発展にも大きく貢献されるものと期待されるところでございます。

本年に入りまして、これで4社の立地協定をいたしました。今後におきましても、企業の動向を見きわめまして、情報交換等もしながら、町として積極的な支援に努めてまいる予定でございます。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第38号 専決処分の承認を求めること
について（専決第1号）（さつま町税条例等の一部改正
について）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例等の一部改正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（下田 良二君）

「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」の内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

ちょっと理解しにくいんですが、簡単に、またお願いしますが。ただいま説明がありました、この条例概要の中の２ページの（１）軽自動車税の税率の特例、附則第１６条の関係なんですが。我々町民からしますと簡単に言えば、軽自動車で１４年を経過したものについては、また車の軽の税金が上がるというふうに理解をすりゃいいんですかね。そのあたりちょっと教えていただきたいと思います。

○税務課長（下田 良二君）

軽自動車を取得しまして１３年を経過して、１４年目に入った軽自動車から課税が重課されます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○宮之脇尚美議員

この第１条の寄附金の控除の関係であります。これについては、それぞれ新聞等で報道されまして、現在、全国では４団体が、この寄附の受け入れが総務省のほうの通達で禁止をされているというようなことを聞いておりますが。これを見ますと、この特例控除対象の物品と寄附金として、その返礼品が規制をされているわけですが、都道府県等の区域内において生産された物品と、あるいは提供される役務というふうになっておるんですが、各自治体内という理解でいいんですか。それとも、県内のその物品であればいいということになるんですか。そこら辺をお答えいただけますか。

○税務課長（下田 良二君）

各自治体の区域内です。

○宮之脇尚美議員

各自治体のそういうことで私も理解しておったんですが、都道府県等の区域内においてということですから、それを２次加工品で、ほかの自治体が加工品として出すとした場合には、その自治体の物品としていいのかどうか。あるいはまたさらに、総務大臣が定める基準に適合するものというふうになっておりますが、総務大臣がどのようなふうに適用するように基準をつくってあるのか、そこら辺をお示しいただきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

しばらくお待ちください。

しばらく休憩します。

休憩 午前９時５４分

再開 午前９時５８分

○議長（平八重光輝議員）

再開をいたします。

少し時間がかかるようですので、後ほど回答をいただきますので。別にご覧いませんか。

○宮之脇尚美議員

それでは、この総務大臣の定める基準っていうのは、後ほど回答いただければいいかと思うん

ですが。

各自治体ともに、非常に悩ましい問題かというようなふうに思っております。大阪のある自治体では、やはり大手のネット会社の商品券といいますかポイントカード等を発送しているようでありまして、そういうのについては、ちょっとどうなのかなという感じがするんですが。

佐賀県の、私が3年前に視察に伺いましたところについては、長島町のカンパチを利用して、非常に好評を得ていると。ですから、そういうものを取り入れたところが、二、三億円なのが、当時、そういうものを取り入れた段階で23億円まで伸びたと。こういう伸びたものを、いわゆる子どもの支援関係に全額を充当していくと。全額といいますか、入った分だけを全部使うということじゃなくて、基金に積み立てをして、必要な経費を一般会計で執行していくというようなことになっておったようであります。そこも今回、佐賀県のほうの自治体も、政府にストップをされたということが記載をされておりました。新聞に。

そういう意味では、やはり町長にお伺いいたしますが、こういうことが、国に合わせてしまったこういうふるさと納税といいますか、そういう寄附金であります、各町村会とか議長会とかそういうものもあるかと思うんですが、自治体がやはり自主的に自立運営をなさいと、自主的な運営をなさいと言いながら、国がそういうものを定めたときに、やはり少しそういう意図にそぐわないから、だめですよというような話になってくるかと思うんですけども。

基本的な、先ほど言いましたような、そういう商品券等の配布は若干問題があるかと思うんですけども、やはり各自治体も、ほかの自治体がその生産品を使ってくれば販売は促進をされるわけですね。そこら辺をどんなふうに考えて、今後対応していこうと考えていらっしゃるのか。これらについては、各自治体の首長さん方、話が出ていないのか、そこら辺ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

ふるさと納税をめぐる関係については、新聞報道、マスコミ等でもいろいろと出されておりますとおり、いろいろ本来の趣旨から逸脱をしているというようなことで、4団体が結果的に納税の控除の対象にならないということになったところでありますが。私のほうのところも、それに似たようなことなんですけども、例えば、友好交流をしております中種子町、それから青森県の鶴田町、これもそれぞれ私のほうは海がないので、海産物というものがないので、やっぱりお互いの自治体のそれぞれの特産をお互いに、友好都市ということでの親交を図ろうというようなことで、相乗効果もあるんじゃないかということで、当初はそういった、中種子町の車エビとか、あるいは青森県のリンゴとかそういうものを、非常にいい感じだなと思ったんですけども、最終的には、これもどうなのかということで問い合わせをしました。総務省のほうでも、当初は県のほうは、いいんじゃないんですかというお話だったんですけども、最終的に、総務省のほうも判断にいろいろ迷われたのか判りませんが、ちょっと回答がおくれたんですけども。結果的には、やっぱりだめだと。やっぱり、そのまちの特産ということをやってくれというようなことで。やはり、それで問題になっているのは、特産が多いまちと、余り特産というものがないところについては、ふるさと納税のあれに偏りがあるというようなことで、ちょっとそれはおかしいんじゃないかという意見も確かに出ております。

したがって、今、ありましたとおり第1次生産としては、例えばほかの、県内のものを使って、2次加工として付加価値をつけて、我がまちとして加工してつくったんだから、もうそれは自分たちの特産として、やっぱり対象としていただきたいというようなことは、当然、出てくるわけありますので。

その辺は、今まで全国、県あるいは自治体の中で、いろんなやり方をやっておったもんですか

ら、ちょっと目に余ったと。ちょっと納税の趣旨から、ふるさと納税という控除がありますので、その辺の趣旨を逸脱しているんじゃないかということが議論になって、結果的に、何回言うても聞かんもんだから、もう対象から外しますよということになって。

それで、市町村によってはただお金を集めることだけでなく、やはりそれぞれの地域が本当にその特産を通じて、皆さん方が、いろんな納税をされる方が、その市町村を手助けをしていきますよ、ますます頑張ってくださいという趣旨からいきますと、全く、この品物とか商品券とか今までも言ったようなそんな、余り関係ないことだなと。それで、非常に市町村間でも、やり方がちょっと、余り納得できないというのはあったんじゃないかというのは思っているところでもあります。

この辺はやはり、納税の制度ができた原点に返って、本当にそのまちまちの振興が図れるということも必要かと思っております。そしてまた、もっと、今、自分たちで手を加えて、そういうものは当然特産としてなり得るわけですので、やっぱり対象になっていくべきだというふうには考えておりますし、私どものこの友好交流の市町村にとっても、そこのまちの特産がやっぱり振興するわけですから、そのために友好交流を結んで、お互いに頑張っていきたいということであるので、県はそういうところも認めていくべきではないかなと思っておりましたけれども、なかなかそこまではいかなかったいきさつがございます。

とにかく、町村会とかいろんな形でもそれを議論する機会もあるかと思っておりますので、そういう意見等については申し入れをしていきたいと思っているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

先ほど、答弁を延ばしておりました件につきまして。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

ふるさと応援寄附金の返礼品の関係でございますが、総務省の基準では、寄附金額の30%以内、それから地元で生産された物品というようなことで、特に、この加工品の場合の地元で生産された割合というのが、注目になってくるわけですけど。

現在、返礼品の種類としては139品目程度と思っております。その中で加工品も多いわけですが、タケノコ、漬物とか梅干しとかありますけど。国とか県が示した基準によりますと、QアンドAとか示されておりますが、当該原材料の主要な部分が半分以上というようなことで示されておりますので、地元で生産された品物が半分以上は占める割合が必要になってくるというふうを考えているところであります。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（専決第１号）」は承認されました。

△日程第６「議案第３９号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」、日程第７「議案第４０号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第８「議案第４１号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」、日程第９「議案第４２号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第１０「議案第４３号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第１１「議案第４４号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」、日程第１２「議案第４５号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第１３「議案第４６号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第６「議案第３９号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」から日程第１３「議案第４６号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」までの議案８件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第３９号から議案第４６号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第３９号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」であります。これは、森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する財源に充てるための基金設置に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第４０号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第４１号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」であります。これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、本条例等の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第４２号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。これは、公民会合併に伴う給水区域について、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第４３号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。これは、不

正競争防止法等及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、介護保険対策費に要する経費及び予防費、林業総務費、畜産業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,162万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,891万1,000円とするものであります。

次に、「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。これは、地方支出金及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,779万3,000円とするものであります。

次に、「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。これは、農業集落排水施設整備費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,928万2,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○耕地林業課長（野田真一郎君）

それでは、「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは続きまして、「議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

「議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（田中 俊朗君）

それでは、「議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、6月7日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は、おおむね10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第14「議案第47号 鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「議案第47号 鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第47号 鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」であります。これは、鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車の購入について、去る5月7日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（田中 俊朗君）

それでは、「議案第47号 鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○宮之脇尚美議員

1点だけお伺いいたしますが、今回、水槽つきということでポンプ車を購入されるようであり

ますが、この水槽つき、前回の説明では８００リットルということでしたっけ。そういうことで、以前の消防車と違う形で、水槽つきということになっておりますが、これの理由について、ちょっと説明をお願いいたします。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいま、水槽つきにした理由ということで御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

全員協議会で御説明をしましたように、地元、鶴田分団と協議を重ねる中で、当初、消防ポンプ車のタンク車は導入できないかというような相談がありました。タンク車の導入につきましては、非常に高価になりますことから、費用対効果等も考慮いたしまして、タンク車の整備はできないということで、他の類似団体等の事例を参考にさせていただき、小型動力ポンプを積載した固定配管で、約８００から１,０００リットルの水槽をつけることは技術上も運用上も可能であるということでありまして、それを地元分団に提示いたしましたところ、そちらで対応ができるということで、資機材につきましても、タンクに対応できるような資機材も一部導入をしてございます。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

タンク車とは若干違うかと思うんですけども、このタンク車と大きな違いというのは、どのようなふうになっているのかお尋ねいたします。

○消防長（田中 俊朗君）

消防本部のタンク車との違いということでよろしいですか。消防本部のタンク車は大型車両で２トンの水を積んでおりまして、通常の消火活動、通常の消防ホースを使用して、約４分から５分の放水能力がございます。

鶴田分団の今回の水槽つきの小型動力ポンプにつきましては、小型動力ポンプを固定して積載してございますので、放水に関しては、若干、ポンプ車とは劣ってまいります。先ほど御説明しましたタンクを積んだことによりまして、従来は６５ミリホースを積載しておりましたけれども、それに加えて４０ミリのホースも積載させていただき、初期消火能力の向上ということで、４０ミリのホースと小口径のノズルを使用することで、数分間の活動ができるようになるというふうに確認をしております。

○宮之脇尚美議員

これらについては、ある程度理解いたします。ことしも相当、林野火災が多かったということで、それなりに早急に対応できるというようなことでありますので、これらについては理解いたしますが。

今後、やはり方面隊ごとに１台もしくは２台程度こういうものを設置をしたほうが、今後、林野火災等への対応というのはスムーズにいくんじゃないかと思うんですが、そこら辺の考え方を再度お知らせいただきたいと思います。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいま御指摘がありましたとおり、消防団には、現在、２３台の消防車がございます、ポンプ車が１８台、積載車が５台ございます。他の類似の市町等の自治体との比較をしてみますと、さつま町は非常にポンプ車の比率が多ございます。今、御指摘がございましたように、方面隊ごと、それから地域ごとに勘案しながら、今後は積載車とポンプ車の比率も考えていかなければならないと、本部のほうで検討をしているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございせんか。

○三浦 広幸議員

この契約書の件で、消費税の関係でございますけれども。仮契約ということで、5月8日で、納入が令和2年の3月13日ということでございますが、既に消費税が10%ということですが、その消費税の8%、10%の捉え方を教えていただきたいんですが。

○消防長（田中 俊朗君）

契約の消費税の関係でございますが、当初、8%で契約をして、10%に上がった段階で変更契約ということで予定をしておりましたが、実は、このあとの7月にもう一度、消防本部のポンプ車の契約がございまして、こちらが電源立地地域対策交付金を活用することから、鹿児島県のほうから、この交付金の活用にあたっては、契約は10%できるように指示がございまして、それとあわせた形で、消防団の今回のポンプ車につきましても納入が3月になるということも考慮いたしまして、当局と調整をいたしまして、10%で契約をさせていただいたということになります。

また、仮にこれが消費税が増税にならないというようなことが発生いたしました場合は、適切に対応して、また変更契約ということをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございせんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第47号 鶴田分団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第15「報告第3号 平成30年度さつま町繰越明
許費繰越計算書の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「報告第3号 平成30年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第3号 平成30年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、介護保険対策事務費ほか13事業に係ります予算を、地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「報告第3号 平成30年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの件に関して、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

ないようですので、これで報告第3号を終わります。

△日程第16「報告第4号 平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第17「報告第5号 平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第16「報告第4号 平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第17「報告第5号 平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第4号 平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、「報告第5号 平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき、提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

それでは、「報告第4号 平成30年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

続きまして、「報告第5号 平成31年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告２件に対する質疑は６月２６日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

６月６日は午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会時刻 午前１１時１３分

令和元年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和元年 6月 6日

令和元年第2回定例会一般質問
令和元年6月6日（第2日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(13) 川 口 憲 男	1 自治組織の活性化について 自治組織は、少子高齢化・過疎化が進行し、地域コミュニティにも支障が起きている現状である。 自治組織の再編等の進捗状況や各種支援策について、次の2点について伺う。 (1) 公民会再編計画の当初数値目標は達成可能か。 (2) 自治組織の自主的な活動やリーダーの育成等に対して、支援体制は十分か。 2 交流人口増の対策について 白男川地区にうましき里さららの楽校が開設され、スポーツ等の合宿やキャンプの増など、町外から多くの来町者が期待されるが、現在の状況とこれからの施策についてどのように考えているか。 また、学校統合等で閉校した学校もある。交流人口増を図る観点から、これらの施設の活用策について伺う。

令和元年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和元年6月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
耕地林業課長	野 田 真一郎 君	商工観光PR課長	岩 元 義 治 君
教育総務課長	中 間 博 巳 君	社会教育課長	三 腰 善 行 君
国体推進室長	平 田 水 穂 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和元年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。さきに通告しました自治組織の活性化策について、2点目に、交流人口の今後について質問をいたします。

町長に、最初に議題ではないんですけれども、きょう議会のほうが私一人ということで、関係担当の課の職員だけだろうと、議会席に来ていただけるのは。ところが、別な課の方々も議事堂に足を運んでいただきまして、私としまして一人のために、すごく力を注いでくださったということに感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、自治組織の活性化策についてですが、現在、区公民館20、公民会130が、ことし4月現在での数値です。人口減少と高齢化が進む中で、住みよい地域づくりのための住民による自治組織、地域連帯感を高める活動には地域の役員の選出、数が多くなった業務に役員選出に苦勞をしている公民会が増えている。

町内では、当初目標とされた1公民会戸数が100戸の基準以下と、そして、こういう公民会が、現在三十数公民会があります。活動や役員選出では多い戸数が理想ですが、高齢者支援、見守りと行政が委任する業務と、公民会では30を超える役員数であります。一番は、公民会長が1年交代で、公民会の行事等も新たな取り組みはなく、地域独自の行事を消化する状況であります。

ある公民会では、会長が三、四年継続されて、まちが推進している健康受診率100%を続けているところもあります。住みよい地域づくりにはリーダー育成が大事であるが、以前、まちづくりは人づくりと聞いたことがあります。地域支援員等を配置し、その業務を進められようとしているが、地域元気再生事業の魅力ある地域づくり等へのさらに活性化事業を進めることが必要ではないかと考えます。

次に、2番目の交流人口の今後についてですが、来年には国体ラグビー会場となり、本大会に向けた取り組みが期待されます。「うましき里きららの楽校」では、5月連休はラグビー、ソフトボールの合宿・宿泊、また一般の宿泊が多かったと聞いております。

まちでは、「コンベンションタウンさつま」として、平成17年合併後も250万人の導入に向けた取り組みが実施されてきましたが、さらなる活動、施設の整備等をいかに考え、また、現在の取り組み状況はどうか。中学校、小学校等公共施設の活用も考えられるが、大崎町では、学校跡地を活用し、総合運動場を開設されました。施設の活用は民間へも呼びかけ等を図り、早くから進める工夫が必要であるのではないかと考えます。あるところでは、話が進んでいるとい

うことを聞きますが、いち早い活用策を考えるべきじゃないかと思います。

以上、2問について一回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

川口憲男議員から、自治組織の活性化ほか1項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1点目の自治組織の活性化につきまして、公民会再編計画の当初数値目標は達成可能かとの御質問でございます。

区の公民館及び公民会の数の現状につきましては、平成31年の4月1日現在の公民館、公民会数は20の公民館と130の公民会となっております。特に、最も身近な公民会につきましては、平成17年の合併当時におきましては156の公民会がございましたけれども、再編の推進等も促進も行ってきたところでございまして、現時点におきましては130の公民会に再編をされたところでございます。

公民会の合併の推進につきましては、第三次行政改革推進計画におきましても数値目標を掲げてきておるわけでありまして、115の目標ということに掲げておりますけれども、これにつきましては、やはりそれぞれの地域での話し合い活動を中心といたしまして、これにおける町のいろんな各般の支援制度を整備をいたしまして、推進を図ってきたところでございます。

これにつきましては、やはり公民会組織そのものはこれまで長い歴史の中で、地域の伝統と地域の皆様の深いきずなで育まれてきておりますので、その組織の再編ということに当たりましては、それぞれのいろんなさまざまな事情が介在をいたしております。合意形成を得るまでには、相当な話し合い活動というのが必要でございます。

現状から申し上げますと、非常に過去と違いまして少子高齢化というのが著しい進展をいたしてきております。先ほどございましたとおり、役員のなり手がなくなるとか、あるいは公民会の組織の運営についてもいろいろと支障があるというようなことの課題が出ておりますので、そういう課題解決の一つの方法としまして、この公民会再編も促進をいたしておるわけでございますが、実態としましてなかなか長い歴史、いわゆる先ほど申しました伝統といろいろなことの事情がございまして、なかなか難しいところもございます。

しかしながら、今申し上げましたとおり、いろんな時代の編成によりまして、いろんな課題を掲げてきておりますので、なんとか自治組織の運営というのは非常に大事でございます。やはり地域の活性化あってこそまちの元気再生も行われると、活性化も行われるというふうに考えておりますので、この公民会組織の関係、あるいはこの公民館も含めてでございますが、地域力をいかに高めていくかということは非常に重要な課題でございますので、これにつきましては引き続き、取り組みの推進をしてまいりたいと思っておりますところでございます。

続きまして、2点目の自治組織の自主的な活動とか、あるいはリーダーの育成等に対する支援体制についてでございます。

各公民館におきましては、平成28年度から令和2年度までの5カ年計画という、いわゆる地域づくりの活性化計画を引き続き策定をさせていただくようにしております。これに基づきましても、既に計画提案はなされて来ておるわけでありまして、町におきましては、こういった活性化計画を実現するに当たりまして、いろいろ支援をいたしてきております。地域元気再生事業、あるいはこれは地域活性化型と交流促進型という内容で、この支援をいたしてきております。また、

町の職員も、それぞれ公民館ごとに地域担当職員を94名配置いたしまして、それぞれサポート体制も整えてきておるところでございます。

このほかの、こういった過去のいろいろな支援体制によりまして、近年、非常に地域がむらづくりで頑張っていたいて、高い評価をいただいております。例えば、昨年の場合も国の農林水産祭、村づくり部門のこれにおいても全国3位という農林漁業振興会会長賞を中津川区公民館が受賞されておりますし、県の「共生・協働の農村づくり運動」の県知事賞につきましても、柘野区公民館が受賞ということになったところでございます。それ以前に対しまして、久富木区とか永野区とか時吉区、こういう公民館とかあるいは集落の関係においても一ツ木公民会などが地域づくり活動の成果として、国とか県の表彰をお受けになっておりまして、本町の地域活動というのは県内外においても高い評価を受けているところでございます。

そこは、やはりなんと申しまして、おっしゃるとおりリーダーの存在というのが非常に大きいかと思っているところでございますので、そういったことにつきましては、いろんな研修と申しますか、そういうリーダー育成のための取り組みも積極的に取り組みをいたしているところでございます。

公民館の皆さん方につきましては、毎年九州管内の公民館活動研究大会というのが、各県の持ち回りで開催をされておりますが、そこにも御出席をいただくように町のほうでも支援をいたしているところでございます。地域づくりの講演会とか、あるいは県の主催の研修会もございますので、そういったところへの参加の支援もいたしております。

そしてまた、毎年、地区行政推進員とか公民会行政連絡員という立場でもございますので、そういう研修会も毎年のようにやっておりますけれども、特に本年は、こういう自治活動の防災という観点から、防災研修会も実施をいたしたところでございます。

県におきましても、本年3月に中山間地域の集落活性化指針というのを策定されておまして、こういったこと等については区の公民館長連絡協議会において概要説明がございました。中山間地域等における地域リーダー等の育成という観点に立ちまして、取り組みが始まるということでありますので、そういったこと等も、さらにまたリーダー育成に努めていくという考えを持っているところでございます。

いろいろな運営関係については、公民会への運営補助金とかあるいは先ほど申し上げました地域づくりの支援とか、あるいはまた、公民会への無線放送施設の整備とか、防犯灯の設置の補助とか、あるいは郷土芸能の保存、あるいは社会奉仕活動に対する支援、いろんなきめ細かな支援体制の実施も行っているところでございます。

次に、交流人口増の関係についてでございます。

交流人口増を図る観点から、閉校した学校の活用策についての御質問でございますが、これまで閉校いたしました学校につきましては、地元で跡地活用の検討組織というのをつくっていただいて、町も一緒になってどういう活用をするかと、そしてまたその後の管理をどうやっていくとか、いろいろと協議を進めてきておるわけでございますが、なかなか規模が大きいだけに非常に難しい点がございます。

町としては町全体を見て、政策だけに取り組むことについては先ほどもこの白男川小学校については、合宿所あるいは地域の拠点施設ということで整備をいたしたところでありまして、それ以外については、特段、地域の皆様方のいろんな御意見をいただきながら、町としてできることについては、また支援もしていくというようなことにしておりますけれども、とにかくこれまで学校があって、地域の拠点という形で活性化がなされておりますので、そういった視点に立ってこれから本当にうまく活用ができる形にしていきたいという気持ちはありますので、いろいろ

ろと知恵をお互いに出していきたいと思うところでございます。

あと、「うましき里きらの楽校」の利用状況と交流人口の増加対策でございますけれども、現在の利用状況としましては5月までの実績で、宿泊が288人となっております。現段階で今後の予約を含めると751人ということになっております。そのほかの地域サロンとかグラウンドゴルフ、カフェ、こういった一般利用につきましては5月末で1,073人ということで、さまざまな皆さん方が交流をしていただいているということになっております。コンベンションタウンということで、町全体としての交流人口増を図っているわけではありますが、交流人口200万人と表現をいたしながら取り組みをいたしております。

平成30年度におきましては、1万1,138人という数字が出ております。宿泊者につきましては、延べ4,836人ということでございます。若干減少傾向ということでございますが、少子化の関係もあると思いますし、やはり人口減という社会一般的な傾向の影響もあるかと思っておりますけれども、例えば小学校とか中学校の児童生徒数、スポーツ少年団等あるいは部活にしまして、やはり部員数が減少しているということも背景にあるかと思っております。そして、また交通網の整備によって、もう泊まりじゃなくて日帰りということにもなっているようでございます。

これまでも交流人口の促進ということから、過去の参加団体の皆さん方への案内をいたしたり、鹿児島スポーツ合宿セミナーでの誘致活動、世話役の皆さんあるいは監督さんとの連携、団体への差し入れとか、いろいろやっておりますし、合宿のチームが全国大会に出場した場合には、祝電とかあるいは応援用の竹製の大型しゃもじを送りまして、これからも継続した形でさつま町を利用していただくような取り組みをいたしているところでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

最初、訂正をしていただきたいと思います。1回目の質問で交流人口のところを私250万人と読み上げたと思いますが、200万人が正解だったということで、訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、質問に移りたいと思いますが、町長、これまでの平成27年度から令和元年に向けての115を目標とした地域再編計画、自治公民館の再編計画を新たに作成されたわけですけど、当初、合併当時から行きますと、これが110だったと私記憶をしておるんですけど、平成27年には115に訂正をされた。そして、また1公民会の規模数も大体100戸規模あったら活動が可能じゃないかなあという説明を受けたところがありましたけれども、そこらを含めて、この目標ですが、町長の話聞きますと数値目標ということでしたけれども、新たなやっぱし今でも一、二箇所として毎年合併するところがあるわけですけど、これを進めていくわけには、今後もし組みなければならないところだと思っております。

そういう考え方で、町長は今後、どういうふうにこういう取り組みについて考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

基本的には、公民会、区公民館というのは、もう自治組織でありますので、町が全面に立ってどうしなさいと言える立場ではないわけです。したがって、ただ行政から言いますと、そういう組織の方々の役員に行政のいろんな連絡、調整とか、そういう役割をお願いしている立場でありますので、まあ、区公民館であれば地区行政推進員、それから公民会については公民会行政連絡員といういわゆる二面性を持った性格の役員の方でありますので、やはりそういう面からいきますと、自治公民会、自治組織そのものの戸数が少なくなる、高齢化が進んでなかなか先ほど

ありましたとおり、役員の選出も毎年、総会には難儀をすとか、あるいは通常のいろんな計画を事業計画とかそれを進める上においても、若い人が少ないから大変だなあという声もありますので、やはりそういったものをうまくやっていくためには、ある程度の数の戸数があったほうがいいのではないかということで、町としましては大体80戸を一つの基準、おおむねそういうところで運営あるいは運営費の関係、また活動にしましても役員の体制にしましても、ある程度のあれができるのかなあということの一つの姿としてお示しをしながら、それぞれ地域の皆さん方に話し合い、やっぱり相手があればお互いにあるわけですけど、お互いに相手の話し合いを続けて合意を得るということが、一番前提になるわけであります。

これについては、やはりいろんな長い歴史、伝統というのがそれぞれの公民会でありますので、それを尊重しながら、その上でまた将来に向かってどういう形で生き生きとした公民会組織をやっていくかと、支え合いの社会を今は特に、高齢化が進んでおりますので、共助とか支え合いのそういう福祉の問題、そういうものが非常に前面に立ってきているかと思っておりますけども、そういう中でどうやっていくかということの問題。財産も当然、それぞれお持ちのところもありますので、その辺もどうするのか、非常に実際入っていくとなると、その今まで違いがあったものを一緒にやっていくということでありますので、それには、それ相当の御理解をいただくための話し合いというのが大事かと思っております。

そういう意味では、一挙に115という一つの目標は立てておりますけども、小さいところが80戸以内のそういう、あるいはそれ以下の戸数の公民会がありますので、大体、そういう標準的なところでできるとすれば、115ぐらいになるのかなという目標を立ててやっているかと思いますが、今、申し上げましたとおり、非常に簡単にはいかないというところがあるかと思っております。

○川口 憲男議員

今の再編に向けた考え方というのは、町長の答弁にありますように非常に難しいところがあります。例えば地域が莫大に広がっているということがあったり、今おっしゃった財産の問題が絡んでくるということがありました。やはり行政として、例えば先ほど80戸ぐらいを基準とするということでしたけれども、1公民会当たり80戸としたほうが、例えば役員の選出。

例えば先ほど私申し上げましたけれども、1公民会で役員数を考えると30人ぐらいの役員を選出する方向性にあると。体育部長やないやかれやというのがありまして、そういうふうな考え方があるわけですけど、だけど、それにあるにしろ行政としては、やっぱりそういう役員の編成とかいろいろなことを考えたときには、この80戸数は最低必要だよという方向性は、公民会には投げかけられるべきだと思います。それを町として再編に向けてこういう公民会のあり方とか、そういうのを当然、公民会に対して内規されていかれるのが方向性だと、私は思います。

平成31年3月にも合併したところがありましたけれども、非常に苦勞をされて話し合いがなされたということも聞いておりますけれども、やっぱりそういう話し合いの活動も進めていく中で、今年中にしなさいとかいうことではなくして、今後の地域のあり方はどうあるべきかということ、区公民館長、公民会長を中心に、そして話し合いをされることも大事じゃないかと思っておりますが。

再度伺いたいします。この115公民会、例えば1公民会の組織が80戸とおっしゃいましたが、こういう数値は最初の平成27年にしましても、当初の平成17年にされたときにしましても、行政として問題提起をされた数値目標だと思います。それは単なる数値目標だよということじゃなくて、いずれはこういうことにしていくほうが行政的に行政改革にもつながっていくんだという、町の考え方があるんじゃないかと思いますが、そのところで、もう一回、町長

に考えを伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

いろいろ相手の話し合いの結果によるもので、少なくとも各公民会の運営が役員もある程度スムーズに選出ができる。そしてまた、一定程度の自治組織としての活動の運営がうまくやれるんだということを想定しながらした場合に、大体80戸ぐらいが適当かなあという一つの目安というのをとっているわけでありますけども、これについては、公民会合併については常々公民会長、区公民館長の4月の行政の研修会の際にも、担当課のほうから説明をいたしております。

公民会の話し合い活動をされる場合は、それぞれ事務経費は今、いずれの公民会も10万円ずつやりますし、それぞれ支援もやっておりますし、そしてまた、合併をしましたら運営費についても、それを下回らないようにやっていますし、従前の2つ合併をしたらその運営費が下回りようにやっているということやら、あるいは放送施設についても合併をしたら、特例として7割補助をするとか、いろいろな優遇措置をとっているわけであります。

そういったことについては、内容は町としてもこういう支援制度をとっていますよと、できたら合併についての話し合いの場を持っていただきたいということで、もしそういう話し合いの場があったら役場のほうも、すぐ担当課が行っていろいろ詳しく説明をしますよということまでやっているわけでありますので、あとは公民会長さん、先ほどから言いますとおりリーダーの皆さん方の意識をどう高めていくかということもありますし、リーダーの皆さん方が、それなら話し合いをしてみようかと、双方やってみようかとそこまで行くことが大事かと思っております。

○川口 憲男議員

一応、統合再編計画についてはいろいろあって、難しい点が非常に多いです。先ほどからあるように、財産の問題もあったり、話し合いがどういうふうに進むかということもあったところがございます。現実には、町長のさっきの80戸数、以下が32戸数ぐらいあるようみたいです。済みません、25戸数ぐらいですかね。それを早急に再編に持っていきってくださいichゅうのは、先ほど答弁にありますように非常に話し合い活動やら、その地域の実態とか、そこあたり対して非常に難しい面があると思います。

しかし、やっぱり行政としてそこに入り込んででもどうかと、合併不可能ちゅうところをやっぱり掘り下げていくちゅうことは、ちょっと難しいところがあるんですけども、願わくば、次の問題にもありますけれども、このリーダー育成等を考えたときに、やっぱり町長の答弁にありました、80人規模がスムーズに運営ができていくんじゃないかと私も考えるんですけども、やっぱりそういうところになっていけば再編計画が大事じゃないかと思っております。

この問題は、再度取り組むということの答弁をいただいておりますけども、さらなる取り組みに活動していただきたいと思います。

それから、区公民館の自主的な活動やリーダー育成の件についてですけれども、先ほど町長の答弁にありました区公民館20、いろんなところでは活動ができています。中津川、柊野いろんなところにできていますけれども、ここの区公民館長を見たときに、区公民館長は4年とか、あるいは2期4年とかそういう経験を長く積まれているところの実態が多いようです。

ところが、公民会になりますと、ほとんどのところが1年交代、そしてその前任者の動きや行動に追随する任務を新たに遂行していく。そして新たに取り組む防災の対策など1年ではやりこなせないのが実情であります。やはり二、三年の経験を積み、その重ねが地域の活性化、充実した活動になるのではないかと私は考えます。

どうしても複数年の勤務体制を考えるとときには、先ほど説明がありました公民会行政連絡員や行政の関与、協力が必要だと思えます。リーダー育成は大事な政策と思っておりますが、再度お

聞きいたしますが、その考え方はもう少し突っ込んで答えがあるのなら、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから申し上げますとおり、こういう組織ということで運営をしていくには、どうしても中核になるリーダーが必要になってくるということは、もういずれの組織も全く一緒であります。

公民会のこういった自主活動についても、本当は実態としましてはほとんどが公民会の場合は1年交代と、持ち回りというそんな風習的なところがありますので、そこ1年の中でどの程度のことができるかということもありますけども、やはり皆さん方がさらに意識を持っていろんな取り組みをしていただいているわけであります。

とにかく、その職になれば、その職の大事さ、責任というものを痛感されるわけでありまして、やはりそういう職になってくださるということが、まずは大事でありますし、経験をしないとなかなかそういうことも理解しがたいという面もありますので、皆さんがそういう役をして、みんながまた経験をしたら、やっぱり協力することが大事だなあということもお互いに理解をいただいけりわけでありまして、そういう意味でも毎年、町としましては研修の機回は設けておりますし、いろんな研修の参加の機会というのがありますので、できるだけそれに参加をしていただくということが大事だと思っておりますのでございます。

やはりいろんな会に行って、いろんな人の話を聞く、そのことがやっぱりいろいろ意識を高める、そういう機会にもなるかと思っておりますので、非常に御多用の中で本来の職業を持ちながら、そういう役を引き受けている方については本当に頭の下がる思いでございますが、せっかくこうして役員等になられたら、やはりそういうリーダー的な意識をいかに持ち合わせて、公民会のためにあるいは区公民館のためにということが非常に大事かと思っておりますので、そのことがまた、その人のためにもなるんじゃないかと思っておりますので、引き続きいろんな機会の研修は実施をしていきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

全くおっしゃるとおりで、やっぱり研修を深めたり、あるいは先ほど答弁にありました、本当にその人が地域の役員になり、その自分のためにもなるんだよというような意識を持っていたく。私もその旨、今後、また公民会長とも会おうと思いますけれども、「気張いやいよ」という言葉をかけますけれども、やっぱりそういうところも進めていきたいと思ひます。

それで、その中でちょっと時間がありますので、ちょっと早めに進めますけど、町長、こういう公民会があるということ御存じなんですかね。ある公民会で、町が進めている特定健診の受診率が、たしか私の聞き間違いかわかりませんが、まず、三、四年特定健診受診率の100%を達成している公民会があります。これは公民会長が先に立って推進し、地域の健康づくり推進員等の長年の努力の成果がここにあらわれているんじゃないかと思ひます。

こうした公民会長、地域役員の活動、成果は町長御存じだと思うんですけど、こういう地域のリーダーという育成が生まれるべき状況は非常にいい方向で、ややもすれば、行政経験者あるいは議会の経験者という、そういうキャリアを積んだ人たちだと認知しております。

町長、地域のこういうリーダーがいるということを御存じだったですかね。そこをちょっと1点お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

町が特定健康診査、特定保健指導いわゆる厚労省が定めた65%以上の受診率をとというのがございます。これについては、議会でもいろいろ論議がありますとおり十分、御案内のとおりであります。さつま町はこれがここもう4年、72%、県内トップであります。

この前も、厚労大臣のほうから、それこそ表彰というんですか、その通達も来ておりますけども、これはやはりいろいろな医療機関の皆さん方の御協力もあつてのことであつてのことです。ここまでするまでは相当ないろいろな形の御協力が必要だったと思っております。

特に、公民会の皆さん、区公民館についてはそれぞれ自分の区公民館の中の公民会が、それぞれのところの受診率が幾らかと、そこを徹底して出しなさいと指示をいたしまして、とにかく70%を達成するように、町はこういう目標を掲げていますよと。お宅の公民会の場合は、これだけの受診率ですよ。そこまで提示をしながら、そしてこのことは、基本はやっぱり40歳以上、74歳までですけれども、これから医療費も県内の3番という国保は高い医療町でありますから、それをやっぱりなくする、自分の健康は自分でしっかり守っていただく、それが幸せな人生を送るという基本に立っておりますので、そこまで示しながら、もしこれを、今の受診率の高さを70%町の段階まで持っていったら、次の活動のため報奨金もやりますよ、5万円やるようにここ数年やっております、達成したところは。

そういう手だてをしながら、その基本は我がことなんですけども、そこをやっぱり意識をしていただくということが医療費も上がると、当然税金も上げてやらんにやなんということになりますから、そういう自分の負担も増えていくということにならないように、まずは自分の健康を確かめていただく。

その一つの手段として、やっぱり予防医療にそこはしっかりやっていただきたいということで、呼びかけをして、おっしゃるとおり公民会のリーダーによっては100%、そういう公民会もあります。ほとんど91%とか80%、町の70%を超えているところがほとんどです。おかげさまで本当にありがたいことだと思っております。

こういうふうに、区公民館長さんのそういったリーダーの皆さんが、当然ではありますけども、各公民会に健康づくり推進員という方も配置をしております。それから在宅福祉アドバイザー、こういう民生委員とか、そういう福祉部門をつくりなさいと町のほうで呼びかけをしておりますけど、各区公民館あたりに。そういった人たちが一丸となって呼びかけをしていただく。そのことがやっぱり功を奏しているというふうに考えているところであります。

○川口 憲男議員

町長がおっしゃるように、今、私ちょっと特定健診で申し上げましたけれども、非常にこういう頑張っているリーダーがいる公民会もあるということも、やっぱり大事だと思います。

先ほどからおっしゃっています防災についても、非常に熱のこもった防災組織というか、そういうところもありますよということも例にとって、していただけたらとぜひリーダー育成に努めていただきたい。まず、そこで私が一番感じるのは、やっぱり行政の中のこの公民会行政連絡員、あるいは行政の担当課の関与、それから協力がそれには必要になってくるんじゃないかと思っております。やっぱりそういうところが一つでも二つでも増えるように頑張っていたきたいちゅう言葉はおかしいですけれども、努めていただきたい。まして、今、町民環境課のほうで生ごみの分別も始まっております。ここあたりにもそういう力を、公民会の力を利活用できればと思っております。

これから先は、お答えは要りません。今度4月に新しい公民会長が就任いたしました。ある人からこういうボヤキが入りました。「初めて公民会長になったんだけど、この1年間何をしていいやら、何をすればいいのやら」というのが、前の資料が全然ないと。一からこれを始めにやいかんと。「そしたら、何をすればよかたろかい」ということをぼやいていらっしやいました。

それと、先ほど話が合ったようにいろんな役が多すぎて、「どれからいけんふうに手をつけて

いいか」ということもありましてので、それを含めて先ほど申し上げました公民会行政連絡員ですか、行政の関与をちょっと強めていただきたいと思います。と思っています。

それと、きのうの新聞、南日本の新聞に、霧島市の方ですけど、これはどこに実家があるのかわかりませんでしたけれども、ある公民会だと思います。この方は、当然、霧島市の方ですけども、そこに住居はないと思うんですけども、自治公民館のお年寄りが97歳で亡くなりました。私のもとにもすぐ自治公民館長から連絡があり、冠婚葬祭の中をお知らせがあったと。そして、その自治公民館からは空き家が増え、空き巣や火事などの心配ということで、自治公民館では有志を募り、定期の作業のときに空き地の敷地や道路周りの草払いまでやろうということになっていると、いうことがありました。

霧島市だけですから、ちょっと私もどこの自治公民館かわかりませんが、そこを調べてみたいと思います。自治公民館の係りが空き家を引き継いだ人と連絡を取り、了解と経費を相談していろんな空き家対策を実施していると。そしてまた、空き地の枯草も枯れて、たばこの火で可能性もあり、自治公民館の新たな取り組みに感謝するばかりですという新聞投稿がありました。私が一般質問をする中で、非常に手助けになるような文章でした。

こういういろいろな自治公民館あることはいいことですので、やっぱりこういうところに取り組みをするような考え方を持ってほしいなあと、公民会長さんたちにも頑張ってもらいたいなあとという一つの例です。

次に、交流人口の今後の対策について説明をいたしますが、もう1点だけ、町長、これから夏休みの期間が始まって、スポーツ合宿もあると思います。それと、ラグビーの大会が2月にはハーサル大会、そして本大会とあります。

もう少しこの辺のところを、特に、ラグビー大会、国体がここで予定されているわけですから、町民の方々にも「こういうのがあるよ」と、そして、応援とかいろいろなことを広めるべきだと私は考えております。スポーツコンベンションのまちとして、これ以上の後援に努めるべきじゃないかと思っています。

つい最近も、新生の宮之城中学校のバレー部が地域の大会なのか県の大会なのか、私、調べておりませんので、全く申しわけありませんけれども、バレーボール部が非常に活躍しているという情報を得ております。やっぱりこういうところでコンベンションについてはスポーツの活動が一番有効に使えるんじゃないかと思っています。ぜひ町長の答弁にもありましたようにいろんなグラウンドも持ち、それから施設もありますので、そこあたりから200万人動員の可能性、あるいはそれを求めるためには町民の方々へも、非常に「こういうのがあるんだよ」と言うようなことを訴えていくことも必要ではないかと思っています。ぜひコンベンションに向けても取り組みをしていただきたい。

それにいろんな宿泊地もできました。宿泊地が低迷する中で新たな宿泊地ができました。そこらあたりも考えて取り組んでいただきたいと思います。町長、お答えは短めでお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

コンベンションシティを標榜しながら、このスポーツにしろ、あるいは文化的なそういう催しにしろ、誘致をして交流人口を図ろうということにしておりますけども、特にこのスポーツについては、本町はいろいろな体育施設が豊富にありますので、それを御利用いただいております。

特に、バレーボールが一番、本町の場合多くございます。その次はラグビー、そしてまた水泳、温泉プール等がある関係かと思っています。そのほかのサッカー、アマ・プロを含めるとそういうところになるかと思っています。

そういうことで、非常に今回、国体もありますので、これを千載一隅のチャンスとしながら、やはりラグビーもことしは世界大会もあるということではありますが、いろいろなチャンスを生かしながら、どうPRしていくかというのは非常に大事でありますので、まあ、国体もありますので、もっともっと雰囲気を出して、皆さんがまた多くの方がいらっしゃると、しっかりとしたおもてなしの心も必要かと思っておりますので、この辺については、さらに啓発や広報とか取り組みながらやっていきたいと思っております。

とにかくそういう交流人口がさらに増えていくということが、一番これから人口減の流れの中では大事なことでないかと思っておりますので、強くこれは取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○川口 憲男議員

時間が残り少なくなりました。ぜひ、町長、このコンベンションの200万人動員というのは、もうここ一、二年のことじゃなくして、もう10年来の計画でなかなかそれに到達しないと、逆に尻すぼみするような状況の中にあるような感じがいたします。

ぜひ、これはやっぱし行政、あるいはこのコンベンション推進協議会ですか、こういうところあるいは観光特産品協会、こういった一定のところで取り組んであつてできないところは多々あると思います。「きらら」のことをちょっと触れなかったですけども、5月の連休に私も2回ほど伺いました。非常に繁盛されていて、先行きいいのかなあというような感じを受けたんですけども、これからが大事だと思います。

それと、学校跡地の活用がいかになるか、今、中学校が薩摩中と鶴田中はもう方向性が決まっているみたいですけど、山崎中がまだそれが決まっていなくて、今、地元でもいろいろな協議がなされているということなんですけど、その次になりますと小学校がだんだんあれになります。

いろんなことで行政の力、行政の動きが大変な時期になると思うんですけども、やっぱし公的施設の活用策というのは全庁上げて取り組まなければならないと思っております。ぜひこういうところで、先ほどラグビーのところで答弁されましたけれども、やっぱし町民にいかに関知させて、どういう応援体制ができるのか、そこあたりも十分検討していただければ、今後の大会も盛り上がるんじゃないかと思っております。残念なことに聖火は川内から伊佐に行つて、さつまは通過の状態なのかなあという危惧をしていますけれども、やっぱしそこらあたりを考えたときに、やっぱしさつま町として何をしていくかということは、行政の力だと思っておりますので、コンベンションについても取り組みをしていただきたいと。

最後に、私、きょう一人の質問でこれだけ述べまして、時間間際になりましたけれども、やっぱし議員の皆さん、いろいろ勉強をしたり、地域を回ったりしていろいろなことをされておりますけれども、行政としてできる面、できない面、あるいは今後の課題といろいろあると思うんですけども、そのところをやっぱし議会とも一緒になって、どういう面だとか、あとの反省というか、私らでも必要だと思っております。ぜひ100%達成してくださいとは申し上げませんので、ぜひ力のあるところ、実りのあるところについては、少しは積んでほしいというふうな希望を持っております。

私の質問は、以上で終わりますが、町長、何か答えがあつたらお願いします。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

以上で川口憲男議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。明日は午前９時３０分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会時刻 午前１０時２１分

令和元年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和元年 6月 7日

令和元年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和元年6月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 原 田 剛 志 君
町民環境課長 丸 田 忠 君	保健福祉課長 櫻 伸 一 君
高齢者支援課長 有 村 哲 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	耕地林業課長 野 田 真一郎 君
ふるさと振興課長 市 來 浩 二 君	水 道 課 長 三 角 芳 文 君
教育総務課長 中 間 博 巳 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 39 号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 2 議案第 40 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 41 号 さつま町介護保険条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 42 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 5 議案第 43 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 6 議案第 44 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 45 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 46 号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	4 0	さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
	4 1	さつま町介護保険条例等の一部改正について
	4 3	さつま町火災予防条例の一部改正について
	4 4	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰越金 2 0 款 諸収入 歳 出 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費
	4 5	令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	4 6	令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
文教経済 (第2委員会室)	3 9	さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について
	4 2	さつま町水道事業条例の一部改正について
	4 4	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 5 款 県支出金（関係分） 歳 出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。

ただいまから、令和元年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、6月4日に提案がありました議案第39号から議案第46号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金
条例の制定について」、日程第2「議案第40号 さつ
ま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につい
て」、日程第3「議案第41号 さつま町介護保険条例
等の一部改正について」、日程第4「議案第42号 さ
つま町水道事業条例の一部改正について」、日程第
5「議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正に
ついて」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」から日程第5「議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について」の議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これからただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」でございますが、先般の全協の折に、説明をいただいている部分もあるわけでございますけれども、総括質疑ということでございますが、ここの基金を運用するに当たりまして、説明であります活用方法として6点を上げてあるわけでございますけど、積み立ても入れて6点ですね。

具体的な事業としては6項目上げてあるわけでございますけれども、ここの説明の中でございますが、森林炭素マイレージ交付金事業への活用ということを書いてございますが、具体的になかなかこの内容というようなものが、どのようなものを計画されて、どういうふうなマイレージを付与し、また、それを市民が、町民が活用できるのか、そういうようなことについての詳しいことがわからなければ、住民の皆さん方にこの環境税が導入されてこういう交付金がありますよって言われても、しにくい面があると思うんです。その点につきまして、担当課で結構でございますが、説明をいただければありがたいなと思います。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

ただいま御質問のありました森林炭素マイレージ交付金事業について御説明いたします。

森林炭素マイレージ交付金事業は、今年度から始まりまして、事業の目的は地球温暖化防止とかごしま材の利用促進、それと地域経済対策の活性化とされております。

御存じのとおり、森林は大気中の二酸化炭素を取り込みまして、地球温暖化防止に役立っております。二酸化炭素は木材になりましても、二酸化炭素がそのまま木材のほうに取り込まれるということで、これをCO₂固定量と申しております。事業の対象は、県に登録されております

「かごしま緑の工務店」が、かごしま材を10立方メートル以上使用しまして、県内に建築する新築木造住宅が対象となっております。

かごしま材に取り込まれておりますCO₂固定量は、固定量1トンに対しまして4,500円をマイレージとして交付するものであります。県の試算では、新築木造住宅1棟当たり平均11トンのCO₂固定量があると言われております。使用料の認証は、鹿児島県の認証審査会が行う予定となっております。1棟当たり平均11トン固定量があるということで、金額にいたしますと4万9,500円がマイレージとして交付されます。

交付されましたマイレージは、地球温暖化対策に資するものということで、LED照明、それと庭木・木造製品等の購入等に使っていただくというふうになります。この事業を受ける場合は、申請者は建築主さんですが、申請窓口は鹿児島市にあります「鹿児島県木材住宅振興協議会」となっております。こちらのほうに申請していただいて、新築住宅を予定されていらっしゃる方々は「かごしま緑の工務店」とか、建築設計事務所さんとかそういったとことを相談していただいて、この事業を受けていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○米丸 文武議員

所管が違いますので、ちょっと詳しいところまでお聞きするところでございますけれども、さつま町にこの「かごしま緑の工務店」というかごしま材というのは、材の認定というのは県のほうの基準もありますが、この工務店さんがどれぐらい現在は工務店さんとして認定されているのか、そこいらの実体がどうなのか。

今後、新築されて、このかごしま材を活用されていく方があると、こういうところでは取り扱っていますよってというようなことで教えるというんですか、お知らせすることで、このマイレージの活用というのができてくるのではないかと思います。

そこいらについては、ちょっと細かいところまで聞いておりますけれども、お判りでしたらお知らせいただきたいと思います。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

ただいまの緑の工務店さんにつきましては、県内に190社ほどありますが、本町には1社のみでありまして、徳丸建設さんのみがこの認証を受けていらっしゃいます。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○川口 憲男議員

この森林環境譲与税について、再度、確認をいたしたいと思いますが、これは当然、個人住民税では西暦の2024年度から各個人から徴収するというような状況になっております。そして、また今、この基金条例を制定するに当たって、町では900万円、今年度から基金を積み立てていくということになっています。

当然、一般財源がこれに付随されるわけですが、先ほど説明がありましたように、これを町内のこういう森林環境譲与税の基金を積むことによって、この事業をどのように展開されていくのか。以前、説明があったときには、私有の人工林、そして管理が行き届いていないところの地籍を調査するとか、それからいろんなところの管理が不十分な点について、この費用をしていくんだと。

今、緑の工務店で徳丸建設は、これは住宅をつくる場所なんですけど、こういう私有人工林の管理が不十分な点についてのところ、以前でも申し上げましたが、ドローンを使ってその境界

地いろんなところを精査していくということでしたが、そこをもっと具体的に基金を積み立てて事業をしていく中で、どのような動きをされていくのか、お聞きします。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

今後のこの基金の活用であります、この本町の経営がなされていないとみなされる人工林・森林につきましては、約4,700ヘクタールを見込んでおります。

こちらのほうのこの森林のほうの経営管理法に基づきまして、まず、意向調査を行わないといけないです。この意向調査の中で経営が成り立つとみなされる場合は、また、現在の認定林業事業体とかそういうところをお願いしまして、森林整備を進めていくと。そのあと、経営がなされていないとみなされた場合は、最終的には森林所有者の同意をいただきまして、町が森林経営に携わっていくということになります。

そうなりますと、やはり意向調査も時間がかかりますし、それに付随いたしまして意向調査が終わって同意をいただいたところについては、森林整備を町が行っていくと。ただし、町が行うと直営になるんですが、どうしてもやはりそこには林業事業体のほうへの再委託というふうな形になりますので、そういう経費に最終的には将来にわたって町内の森林を整備していくと。これは人工林ですが、そこを行っていく予定としております。

以上です。

○川口 憲男議員

基金をどういうふうに使うかということは理解いたしましたんですが、以前、鹿児島県でした森林環境税ですかね、これの事業も今は進んでいるわけですけども、先ほど課長の答弁にありますように、この民有林の利用価値あるいは町内の山の利活用ですか、それで整備を行うためにこういうことを使っていると。

当然、この国がするこの今、譲与税の基金については900万円ずつ積み立てていかれて、2024年、6年後ですかね、また国からいくらかの基金が上乗せしてくるんじゃないかと思っておりますが、今現在を見ましても県の環境税、県の環境税って言うんですか、この使い道も、今、町内の山を見ましても相当余り進んでいないところがあるんですが、それにプラスしてどのような状況を進めていかれる計画なのか、先ほども民有林等の兼ね合いをつくるということだったんですけど、そこあたりをもう少し内容がわかっとけば説明を願いたいと思います。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

鹿児島県の森林環境税は、今年度の予定といたしまして、森に学ぶふれあい推進事業、それと森を守り育てる整備事業とそのような事業を本年度4億4,000万円程度使いまして、県のほうは使う予定としております。

主なものといたしましては、青少年への児童生徒に対する森林環境教育とか、緑の少年団の活動、そのようなものと、あと木のあふれるまちづくり事業ということで、県産材を使った木造製品の利活用の事業に充てられております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○宮之脇尚美議員

議案第40号について、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正であります。今回、施行令等が改正をされまして、貸付利率も改正とか、あるいは保証人の関係について改正を加えられているようではありますが、平成18年に水害がございました。このときに、借入金を受けた方々の人数、現在まだ償還を済んでない方、あるいは滞納者の方、そういう状況がわかればお知らせ

いただきたいと思います。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

ただいまありました災害弔慰金の支給等に関する関係でございますが、平成18年水害のとき、お二人の方が借入れをされております。それにつきましては、ありましたように10年の3年据え置きということで、これにつきましては、その期間内にお二人とも償還されております。

以上です。

○宮之脇尚美議員

この災害援護資金の貸し付けを受ける際の条件というのがあったと思うんですけども、これらについては、現在、どのようなふうになっているのか説明をお願いします。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

大きなところで言いますと、世帯の所得制限というのがございます。お二人であれば年間の総所得が430万円以下、そういったところ、それから当然、その返済能力、そういったところがございます。

また、その平成18年であれば保証人がいないといけないというところがあったんですが、今回の法の改正により、保証人がなければそのリースの1%というような形でなっております。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

所得が430万円以下ということでありますが、なかなかこう当時の被災者の声を聞きますと、借りにくいというようなことがありまして、その後、いろいろ国にも陳情等も行ったわけですが、なかなかこう改正ができなかったというのが実態じゃないかというふうに思います。

例年、いろいろ大きな大規模災害が発生いたしまして、災害救助法等が適用される場合は、条件としても貸し付けをされるというようなふうに考えておりますが、この町独自でそういうものに対する、以前、旧町時代に宮之城町で貸し付けを行ったときの、こういうこれに準ずるような災害援護資金といいますか、そういう応急復旧のための資金を貸し付けたわけですが、なかなか滞納者が多くて、いまだに滞納者は残っているというような状況もあるかと思うんですけども、しかし、この条例とは直接は関係ないわけですが、現在、どの程度いらっしゃるのか、そこ辺をお知らせいただきたいと思います。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

平成9年の地震災害のときに規則により50万円の貸し付けということでしているようでございます。そのうち78名の方が、当時、旧宮之城、鶴田含めましてですが借りておられます。そのうち今のところ4名の方が、まだ、未納ということで、ただ3名の方がもう既に亡くなっている方、お一人につきましては、わずかずつでございますが、今返済中でございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますのでお聞きいたします。農政課長のほうに関係を質問させていただきますが、10ページの関係で、この水田農業対策費、金額は小さいんですけども、生産性の高い水田農業確立関係の減額の4万8,000円と、それからその下との関連があると思うんですが、同じく水田農業対策費の経営所得安定関係の5万3,000円の関係の中身を少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それともう一点は、次の11ページ、鹿児島園芸産地整備事業の関係でございしますが、さつま町ハウス防災組合4戸ということで事業主体になっているようでございますけれども、この栽培作物は何なのか、そしてまた、新規にこういうハウスを建てて所得向上に頑張ろうというのか、なのかそこあたりの説明が1点。

もう一つは、その下の畜産の関係でございしますが、畜産クラスター事業の関係で、大変畜産の皆さん方につきましては、大変すばらしいこういう事業補助があるわけでございますが、今回864万2,000円という補正を組んでありますけれども、牛舎等の整備にということで書いてありますが、この地区と農家戸数が何戸なのか、ここあたりの中身を説明をお願い申し上げます。

○農政課長（四位 良和君）

ただいま3点ほど御質問でございましたが、まず、1点目の経営所得安定対策及び生産性の高い水田農業確立対策事業の関係ですが、まず、生産性の高い水田農業確立対策事業につきましては、全体額の補助金の内容としましては、いわゆる転作作物の自給調整に対する経費、いわゆる消耗品や経費等ではありますが、そういったもの。加えて、水田農業推進計画の進行管理に対する関係委員の謝金、あるいは水田フル活用の推進等における経費等で、全体額としてはこの4万8,000円の減額を含めまして、県の内示通知としては29万8,000円となるところでございます。

2点目の、経営所得安定対策推進事業につきましては、同じように再生協議会が取り組みを行いますが、運営補助としての主なものでございます。現地案内の謝金等や事務局経費として実施するものでありまして、全体枠として県の補助金内示通知は714万3,000円、今回、5万3,000円の補正をお願いするものであります。

2点目の、園芸産地整備促進事業補助のほうでございしますが、これの対象品目は何かということではありますが、果樹農家が2戸、花卉、いわゆる花ですが、花卉農家2戸が対象になっております。これは、新設も含まれるのかという御質問でありましたが、既存のハウスの強化ということで、これまで建てていらっしゃるハウスに水平はりの補強であったり、中の空気が台風になって真空状態にならないための空気を逃がす換気扇の補助であったり、そういった内容に対する補助で、補助金額としては2分の1、39万8,000円ということでございます。

3点目の、クラスター事業であります。牛舎補助であります。これは地区としましては神子地区で、今回の取り組み主体は1農家でございます。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり分割して、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第8「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月12日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月26日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会時刻 午前9時54分

令和元年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和元年 6月 26日

令和元年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和元年6月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課 長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課 長	丸 田 忠 君
保健福祉課 長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課 長	有 村 哲 君
子ども支援課 長	鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
耕地林業課 長	野 田 真一郎 君	ふるさと振興課 長	市 來 浩 二 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	消 防 長	田 中 俊 朗 君
教育総務課 長	中 間 博 巳 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3 9 号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 2 議案第 4 0 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4 1 号 さつま町介護保険条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 4 2 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 3 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 4 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 4 5 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 4 6 号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 報告第 4 号 平成 3 0 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 1 0 報告第 5 号 平成 3 1 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 1 所管事務調査報告の件
- 第 1 2 議員派遣の件
- 第 1 3 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和元年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」、日程第2「議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」、日程第4「議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第5「議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第6「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」から、日程第8「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、「議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」、「議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分、「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、災害援護資金の貸し付けにおいて、これまで法律で定められていた保証人の必置義務を市町村の判断に委ねられたものであり、本町としては保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は3年間の据え置き期間は無利子で、その後、7年間は利率を年1%とす

るものです。

質疑の中で、保証人の必置義務を撤廃し、選択制にしたことについてただしましたところ、大規模災害が発生した場合に親族等が死亡、または行方不明等により、保証人を立てることができなくなった場合でも、借り受けができるように配慮したとのことであります。

次は、「議案第４１号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法令の改正により低所得者層の介護保険料率の算定が示されたもので、第１段階の保険料年額だけは既に軽減されているが、今回の改正により保険料をさらに軽減し、第２段階及び第３段階の保険料についても軽減するものであります。

質疑の中で、介護保険料の多くを占める低所得者層を軽減するということは、今後、介護保険サービス費は低下していくと見込んでいるのかただしましたところ、サービス費の低下は見込んでおらず、今回の改正は国の施策によるものであり、条例で低所得者層の保険料軽減を実施することにより、その軽減額に応じた国庫負担金等が見込まれるため、改正を行うものであるとのことであります。

次は、「議案第４３号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、民泊用住戸部分が３００平方メートル未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用火災警報器の設置が免除されるものであり、従来、運用されていた内容を明確に規定したものであります。

質疑の中で、町内で免除対象となる民泊の数をただしましたところ、適用になる建物はマンションなどの一室を民泊として使用する場合などであり、町内には適用する施設はないとのことであります。

次は、「議案第４４号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の２款１項総務管理費の関係であります。

８目地域振興費については、２００万円が計上されており、コミュニティ助成事業として、二渡区公民館から申請のあったテントや座敷用椅子などの備品整備が採択されたことにより、補助金として支出するものであるとのことであります。また、事業採択の要件としては、１００万円以上２５０万円以内の事業であり、住民のコミュニティ活動の促進を図り、コミュニティ活動に直接必要な設備であるということであります。

質疑の中で、小規模の公民会では事業規模１００万円以上に届かないために、制度が利用できないのではないかとただしましたところ、区公民館等が事業主体となって備品整理を行い、各公民会へ貸し付けるような仕組みができないか、検討中であるとのことであります。

次に、３款１項４目介護保険対策費については、２,６２３万３,０００円が計上されており、このうち２,６０２万５,０００円は低所得者層の介護保険料軽減について、その負担額を介護保険事業特別会計へ繰り出すものであります。残りの２０万８,０００円については、本年１０月から実施される介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る負担金とのことであります。

次に、３款２項児童福祉費の関係であります。

２目児童福祉費のうち、児童療育支援事業費については、幼児教育・保育の無償化に伴い、児童発達支援に係るシステム改修負担金として１３万２,０００円が計上されております。また、３目保育所運営費については、幼児教育・保育の無償化実施における事務費として２６万８,０００円が計上されております。

この無償化について、子ども・子育て支援法が５月１０日に改正され、１０月１日から施行されることに伴い、システム改修や周知啓発を実施していくとのことであります。無償化の内容と

しては、ゼロ歳から2歳までは住民税非課税世帯のみ、3歳から5歳は全員が無償化の対象とのことであり、試算では約440名が対象とのことであります。また、無償化に伴う保育料の減額は約1,100万円程度になる見込みであり、今後、精査し、補正予算において対応していきたいとのことであります。

質疑の中で、無償化前の保育料滞納者については、徴収事務が引き続き発生するのか、また、制度改正により事務負担に変更はあるのかをたどしましたところ、無償化になる前の9月までの保育料滞納者については、児童手当等を充当しながら厳格に保育料を徴収に努めたい。また、無償化になっても児童の入所データ管理は必要であるため事務量が減ることはなく、保育園から認定こども園への移行が増加していることで、むしろ事務は複雑化しているとのことであります。

次に、4款1項保健衛生費の関係であります。

1目保健衛生総務費については、北薩3市2町医療体制確保推進協議会の負担金として24万7,000円が計上されております。この北薩地域医療従事者確保支援対策事業は、産科医師、または助産師を新たに雇用した産科医療機関に対し補助金を交付するものであり、県の補助も受け、北薩3市2町で負担金を案分するものであります。

質疑の中で、県補助基準額の上限額761万1,000円の根拠についてたどしましたところ、県の医療職に対する職員手当等の基準があり、これをもとに積算されているとのことであります。

また、4目予防費については、風疹抗体検査及び予防接種についての費用として1,068万7,000円が計上されております。感染の拡大が懸念される風疹の罹患を防ぐため、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性について、抗体検査を実施し、抗体が少ない方については予防接種を受けてもらうというものであります。また、抗体検査の対象者を約2,100人としており、そのうち抗体検査受診者を約1,000人、予防接種受診者を約300人と見込んでいるとのことであります。

質疑の中で、抗体検査の受診体制等についてたどしましたところ、風疹抗体検査の受診準備の状況次第では、集団健診等にあわせて受診できる可能性もあること。また、全国どここの医療機関でも抗体検査の受診ができる体制を構築するため、受診表にバーコードを付し、これを読み取ることで受診医療機関から国保連合会を通じて、本町に請求が来ることになるとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから2,394万9,000円が繰越金として計上されております。その結果、現時点での留保財源は約1億7,600万円になるとのことであります。

次は、「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

歳出では、平成30年度介護給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金から概算払いされた第2号被保険者分の負担金を返還するもので、1,005万1,000円が計上されております。

次は、「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

歳出では、宮之城東部地区における事業計画作成業務委託料として、積算基準等の改正による増額分30万円が計上されております。

質疑の中で、事業計画の内容等についてたどしましたところ、農業集落排水施設については、平成31年3月現在で411戸が加入し、1,262人の方が利用しているとのことであります。また、これまでの経緯として、平成27年度に機能診断調査を実施して性能低下の要因等を探り、平成28年度には最適整備構想を実施することで、今後の劣化の進行状況を予測しているとのこ

とであります。

今回の施設整備計画は、これらを踏まえて劣化原因の究明や機能保全対策、修繕方法やその時期を計画としてまとめるものであります。

なお、修繕に係る受益者負担については、その規模や修繕費用によっては使用料などを検討する必要も出てくると思われるが、現時点でははっきりしていないとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」、「議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分、以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」であります。

本条例は、森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する財源に充てるための基金を新たに制定しようとするものであります。森林環境譲与税の使途については、本年度は、地域林政アドバイザー報酬や森林炭素マイレージ交付金事業などに充てられ、森林の整備については、経営管理がなされていない私有林の調査を実施し、森林所有者の同意を得て経営管理権を取得し、経営の成り立つ森林と判断された場合は林業事業体に採択をし、経営の成り立たない森林は、町が管理していくとの説明であります。

質疑の中で、町の経営管理において私有林の間伐材等を販売した代金の取り扱いについてただしましたところ、町が管理していても私有林であることから、立木は森林所有者に帰属することになるが、森林整備による間伐材等の販売代金は、その経費に充てることになり、それでも経費が不足する場合は森林環境譲与税が充てられるとのことであります。

次は、「議案第42号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、公民会合併に伴う給水区域内の公民会名称変更で、久富木区公民館内の久富木町公民会と大畝町公民会を大畝町公民会に改めるものであります。

次は、「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

5目農産園芸振興費には、平成30年に発生した台風24号による他県でのハウス施設の被害が甚大であったことから、農業用ハウス災害被害防止を図ることを目的とし、農業用ハウス強靱化対策緊急対策事業補助として39万8,000円が計上されています。令和2年度までの3カ

年事業で、4戸の農家が計画しているとの説明であります。

質疑の中で、今後の事業導入希望者数についてたまたましたところ、新たに2戸の農家が希望している状況とのことであります。

次に、7目畜産業費には、畜産農家の収益力の強化を図るため、畜産クラスター協議会で取り組む牛舎等の整備に対する事業補助として864万2,000円が計上されています。今回の畜産クラスター協議会の事業計画では、取り組み主体1戸の1カ所を計画しており、事業内容は繁殖牛舎木造新築1棟、堆肥舎木造新築1棟との説明であります。

質疑の中で、今後の取り組み状況についてたまたましたところ、来年度に向けての計画が3件あり、この内訳としては肉用牛が2件、養豚が1件であるとのことであります。

6款2項林業費の関係であります。

1目林業総務費には、平成31年4月1日に施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、本年度から譲与されます森林環境譲与税を今後の森林整備に活用するための基金積立金900万円が計上されています。

次に、2目林業振興費には、当初計画されていた高性能林業機械の機種変更により、事業費が増額されたことに伴う補助金50万円が計上されています。

質疑の中で、機種変更による補助金増額であるが、変更の内容についてたまたましたところ、木材をつかんで搬出したりする林業機械の先端部分のグラップルを、当初予定していた機種から性能のよい機種へ、県と協議し変更しようとするものであります。

7款1項商工費の関係であります。

2目商工振興費には、旅館業等事業者に施設整備の支援を行い、宿泊施設の整備充実により観光振興に寄与することを目的とする補助金として200万円が計上されています。内訳として、客室増築1件、客室改修1件との説明であります。

質疑の中で、旅館業等で限度額100万円では少ないと思われる。地方創生の中で、このような改修に当たっての助成制度はないものかたまたましたところ、ほかの補助金については把握していない。この補助事業については、旅館やホテルの新築なども対象であり、限度額の100万円については検討していきたいとのことであります。

この回答を受けて、交流人口200万人を目指すということだが、施設整備として補助金を交付しただけでは交流人口の増大にはつながらないと思うことから、可能な範囲で補助制度の見直しを検討するように要請しました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第39号 さつま町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」から、「議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案4件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第40号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」から、「議案第43号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案4件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第45号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第46号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４５号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」及び「議案第４６号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」の議案２件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第９「報告第４号 平成３０年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第１０「報告第５号 平成３１年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第１号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第９「報告第４号 平成３０年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第１０「報告第５号 平成３１年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第１号）について」の報告２件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

○岩元 涼一議員

この審査検証のところに、この東谷住宅団地についての問い合わせ等があるということで、定住対策を本町も進めており、Ｕターン・Ｉターンを含め定住につながることは望ましいことではありますが、この問い合わせについて、例えば、町外からなのか、町内移動といいますか、周辺部からこの中心部にというような形の問合せなのか、そこ辺については担当のほうでわかっておれば、お示しをいただきたいと思います。

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

東谷住宅団地については、現在、造成中ですが、１件について東谷の町営住宅に住んでいらっしゃる方が、東谷の今造成しているところを購入して建てたいというのが１件来ております。そしてまた、もう一件も町内の別の方も町内の方で、また、町内の方についても佐志ニュータウンと、それと東谷住宅団地を比較をされている方が１名いらっしゃいます。そのほかの県内のハウスメーカーからも数件問い合わせが来ているような状況となっております。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告２件を終わります。

△日程第１１「所管事務調査報告の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１１「所管事務調査報告の件」を議題とします。

行財政改革対策調査特別委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（柏木 幸平議員）

それでは、行財政改革対策調査特別委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。

本委員会では、行財政改革の推進について閉会中の継続審査としており、令和元年５月２０日から２１日にかけて、宮崎県日南市においては包括業務委託について、熊本県あさぎり町においてはタブレットの導入について調査を実施しました。

まず、日南市は平成21年3月30日に旧日南市、北郷町、南郷町の1市2町が合併して誕生した宮崎県の南部に位置する市です。九州の小京都とされる飫肥や風光明媚な日南海岸国定公園などを抱える歴史と自然あふれる観光のまちで、人口は約5万3,000人、面積は536.11平方キロメートルであり、市の面積の約78%を森林が占めている農林漁業の盛んな市でもあります。

日南市では、平成27年度から平成31年度までの第二次日南市行財政改革大綱及び平成27年12月に定めた日南市事務事業の民間委託の実施に関する指針に掲げる中で、民間が効果的・効率的に実施できることは、民間に委ねるという基本原則のもと、臨時職員及び嘱託職員が担当している業務のうち、市民窓口サービス業務や市立図書館司書業務など、行政が担う15業務を平成30年度から民間企業へ包括的に委託しています。

具体的には、市に勤務する臨時職員及び嘱託職員が受託者の民間会社に転籍し、原則、従来の業務を担当しています。包括業務委託までの経緯としては、平成27年7月に窓口民間委託の先進地視察を皮切りに各課への可能性調査やヒアリング、議会への説明等を行っています。

また、平成29年6月には、業務委託の内容を労働組合に明示し、同年8月末に組合との交渉が妥結したとのことであり、これらを受けて9月議会定例会の開会日に合わせ、議会全員協議会で業務委託に係る経費と債務負担行為の補正予算を追加上程する旨、内容説明を行ったとのことであります。

議会では、特に質疑もなかったとのことでありますが、制度導入に至るまでの経緯から見て、行政としても各種の問題等があることは認識した上で、比較的影響が少ない部門において、必要最小限の範囲で取り組みがなされております。

補正予算の議決後に公募型プロポーザル方式にて公募し、プレゼンテーション2次審査をした上で、同年12月に委託業者を決定しております。また、事業者決定後には委託業者主催による説明会が実施され、平成30年4月に包括業務委託開始となっております。

契約締結後、受託業者が市役所近くに営業所を設置され、業者の要請もあつたことから、初代の所長には市役所の退職者が採用されております。

日南市では約370名の臨時職員及び嘱託職員のうち約70名が委託会社へ転籍しており、人件費は年間で約1億2,727万円であります。人件費の15%に当たる約1,909万円は、管理費として計上され、これらに消費税8%が追加されることにより、委託料は人件費の約24%増である1億5,807万円となります。

また、包括業務委託は人材派遣業務ではなく、受託者との請負業務委託となっているため、繁忙期や閑散期の人員の調整が可能である反面、業務における直接的な指示命令ができないというデメリットもあるため、指示命令の必要のない業務のみを各業種ごとに業務内容を詳細に明記した仕様書を作成し、委託しているとのことであります。

今後の課題と問題点として、地方公務員法等の施行時期が迫っている中で、会計年度任用職員と包括業務委託制度に基づき、雇用された職員との間に給与等を含む処遇面において格差が生じてくるなど、人員確保等の問題も多いことから、残り300人ほどの臨時職員を、どの程度包括業務へ転籍できるかということが大きな課題として残っているとのことであります。また、住民サービスの影響については、市民生活課の窓口フロアマネジャー（案内人）や申請書の記載補助担当者を配置したことにより、サービスの向上が図られているようであります。

令和2年4月1日から地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、期末手当や退職金の支給、昇給などの経費増も予想されます。この会計年度任用職員制度と包括業務委託のすみわけや費用対効果を十二分に念頭に置き、制度の趣旨に沿った方向で慎重な

検討が必要であると思われます。

次に、あさぎり町は、平成15年4月1日に旧免田町を初めとする1町4村が合併して誕生した町で、人口は約1万5,000人、面積は159.49平方キロメートルであります。熊本県の南部、球磨盆地の中央に位置し、日本三大急流の一つである球磨川がまちの中心を東西に流れ、流域沿いのまちの中央部に農業地帯が広がっており、稲作を中心とした農業が主産業となっています。

あさぎり町では、タブレット端末導入について、議会活動の充実と活性化及び業務の効率化を目的としており、ペーパーレス化による経費削減はもとより、議員の利便性の向上や執行部、事務局の負担軽減など、今後の行政・議会運営においてさまざまな効果が期待できるものとしています。また、タブレット導入を契機として、より一層の機能強化と活性化に努め、町民の付託に応えられる開かれた議会の実現に向けて邁進することができるものであります。

タブレット導入までの経緯については、平成27年8月に議会の視察研修を行い、翌年8月に事務局で導入の検討を始めています。その後も研修会の参加や視察を重ねて、平成30年8月にタブレットを導入されており、業者の説明会を数回実施された後、同年9月の議会定例会から活用されています。

タブレットの当初の保有台数は、議員16台、三役3台、課・局長15台、議会事務局2台、総務課4台の合計40台でありましたが、課長補佐級以上や予備を含め32台を追加導入しております。また、初年度経費として8カ月で約570万円を支出しており、次年度からは、リース料やライセンス料等で年間約53万円の経費がかかるとの説明であります。

なお、導入前に積算した議案等に係る印刷代や用紙代、人件費などのペーパーレス化によって削減できる経費は、年間約143万円となるため、年間で差し引き約90万円の削減効果が見込まれ、事務の合理化や経費削減、利便性の向上という観点からも効果は極めて大きいとのことであります。

タブレット機器を導入することにより議会定例会はもとより、全員協議会や決算特別委員会などペーパーによる膨大な資料配付や差し替え等の必要がなくなり、条例や法令等もすぐに見ることができるなど、審査や審議の向上にもつながっているようであります。また、タブレットを携行することで、町民への説明等も迅速かつ的確に行えるメリットがあるとのことであります。さらには、執行部に導入されることにより、管理職による会議資料等の削減や情報の共有化ができ、カレンダーの共有でスケジュール管理にも一役を担えると思われます。

終わりに、今回の特別委員会の所管事務調査の所見を申し上げます。

まず、日南市であります。本町の職員も包括業務委託については、以前、同市で研修されたようではありますが、今回も関係職員が同行されておりますので、さきに述べたような課題や問題点を再度整理されるとともに、少子高齢化社会における行政の責任と守備範囲を明確にし、新たな地方公務員法や地方自治法等の法律施行に準拠した業務遂行が求められていると推察いたします。また、中長期的な観点から第3次定員管理計画における定数削減等に基づき、事務事業の見直しや組織の再編も避けて通れないことが予想されます。

現在は、正規職員の減を補うため臨時職員の雇用により業務を遂行しており、その大方が一般行政職の代替としての臨時職員であります。したがって、包括業務委託制度上では、各職場において指揮命令権が及ばないことから、本制度の運用は極めて厳しいものがあり、また、対象業種の選定に当たっても熟慮する必要があることから、部分的に委託することも一考の余地があるものと考えます。

したがって、包括業務委託については、昨年9月定例会の質疑等も踏まえ、ほかの自治体の動

向等も注視しながら、制度導入による効果や課題等の整理を行い慎重な対応を行われるよう要請いたしておきます。

次に、あさぎり町であります。タブレット導入は議会、執行部ともにメリットが大きいように見受けられましたが、今後の活用策としてネットワークを通じた広報・広聴活動の充実や、GPS機能を使用した災害発生箇所等の情報伝達、アプリを利用した議員間での情報共有なども取り組む計画であるとのことであります。

したがって、本町のタブレット導入に当たっては、想定される経費削減と事務の合理化がどのように推進されるか、また、導入後の利活用がどこまで行えるかということなども視野に入れながら、引き続き調査研究を進め、予算を伴うことでもありますので、適時適切な対応を議会、執行部ともに歩調を合わせることを重要であると思料されたところであります。

以上、調査の概要を申し上げ、報告いたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで所管事務調査の報告を終わります。

△日程第１２「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１２「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第１３「閉会中の継続調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１３「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和元年第２回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時１５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 田 野 光 彦

さつま町議会議員 舟 倉 武 則

